

○御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金交付要綱

(平成23年11月22日告示第149号)

改正 平成25年5月14日告示第75号

(趣旨)

第1条 市長は、東日本大震災の現状を踏まえ、津波からの被害を軽減するため、津波避難施設を整備しようとする民間事業者に対し、予算の範囲内において御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(対象地域)

第2条 補助金の交付対象となる地域は、御前崎市内の海拔10メートル以下の地域とする。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる民間事業者は、次の各号に掲げるもののうち、御前崎市内に事業所等を有するものとする。

- (1) 民間の企業
- (2) 組合
- (3) 一般社団法人
- (4) 一般財団法人
- (5) その他市長が必要と認める事業者

(対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は別表のとおりとする。

- (1) 津波避難施設の整備を図る事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号の事業に要する経費の3分の1以内とする。ただし、限度額は、予算の範囲内において市長が必要と認める額又は500万円のうちいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする民間事業者（以下「申請民間事業者」という。）は、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金事業計画個別書（別紙）
- (2) 見積書の写し
- (3) 施工場所が分かる図面及び施工図面

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請民間事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請民間事業者は、対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合には、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金事業変更個別書（別紙）を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 申請民間事業者は、対象事業を中止、又は廃止しようとする場合には、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）に御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金中止・廃止個別書（別紙）を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 対象事業が、予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難になった場合においては、申請民間事業者は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定通知を受けた申請民間事業者（以下「補助対象者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金事業実績個別書（別紙）
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工前、施工中及び施工後の写真

(交付確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、御前崎市民間事業者による津波避難施設整備事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の交付額の確定を受けたときは、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、補助対象者に対し補助金を交付する。

(交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金交付の決定を取消した場合、当該取消しにかかる部分に関

して、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(維持管理等)

第14条 補助対象者は、本要綱により整備した津波避難施設については、自己の責任及び費用をもって当該津波避難施設を適正に維持し、管理しなければならない。

(紛争等)

第15条 補助対象者は、対象事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し、解決しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月22日から施行する。

附 則(平成25年5月14日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

[別紙参照]

様式第1号(第6条関係)

[別紙参照]

別紙(第6条、第8条、第9条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

[別紙参照]